

双葉町仮設庁舎整備
公募型プロポーザル実施要領

令和3年2月12日

双葉町

目 次

1	双葉町仮設庁舎整備に関する基本的な考え方	1
	(1) 双葉町の庁舎を取り巻く現状	1
	(2) 双葉町のまちづくりのあり方	1
	(3) 事業の目的及び基本方針	3
2	事業の概要	4
	(1) 事業の名称	4
	(2) 発注方式	4
	(3) 計画地	5
	(4) 工期	5
	(5) 建築計画概要	5
	(6) 業務範囲	5
3	事業費参考価格	6
4	参加者の参加資格要件	6
	(1) 参加者の構成等	6
	(2) 共同企業体の参加要件等	6
	(3) 参加者の資格要件等	7
	(4) 参加者の参加資格確認基準日	10
	(5) 複数企業からなる参加者の構成企業の変更	10
5	選定の手順	11
	(1) 選定の方法	11
	(2) 選定のスケジュール(予定)	11
	(3) 実施要領等の公表	11
	(5) 一次審査書類(参加資格審査)の提出	12
	(6) 一次審査(参加資格審査)及び結果の通知	12
	(7) 一次審査(参加資格審査)通過後に参加を辞退する場合	12
	(8) 二次審査(基礎審査・価格審査・実績審査)及び三次審査(技術提案審査)書類の提出	12
	(9) 審査の手順	13
	(10) 技術提案書審査委員会の設置	14
	(11) プロポーザル参加に係る留意事項等	14
6	契約に関する事項	15
	(1) 事業実施協定書の締結	15
	(2) 契約の締結	15
	(3) 契約保証金の納付等	16
	(4) 契約書類の構成と優先順位	16
7	その他	16
	(1) 技術提案資料の取扱い	16
	(2) 情報の提供	16

(3) 工事請負契約等に違反した場合の取扱い	16
(4) 周辺工事との調整	17
(5) 町の担当窓口（問い合わせ先）	17

1 双葉町仮設庁舎整備に関する基本的な考え方

(1) 双葉町の庁舎を取り巻く現状

本町の庁舎は、昭和58年に大字新山に建設されてから平成23年まで、31年間使用されてきました。しかし、東日本大震災及び福島第一原発事故により全町避難を余儀なくされ、役場機能を埼玉県加須市へ避難・移転しました。その後、平成25年6月に役場機能を福島県いわき市へ再移転しましたが、双葉町は帰還困難区域と避難指示解除準備区域に指定され、全国各地へ分散避難した住民は未だ先の見えない避難生活を強いられています。

現在の役場機能としては、震災から9年が経過した今もなお、各地に分散避難している住民に対応すべく、いわき事務所・郡山支所・埼玉支所・つくば連絡所・南相馬連絡所を開設しています。このうち、中心的な役場機能を担ういわき事務所は仮設庁舎であり、埼玉県加須市から再移転してから7年が経過しました。

このような状況の中、双葉町は段階的な復興を実現すべく、避難指示解除準備区域に指定されていた浜野・両竹地区を先行的な復興拠点と位置づけ、地区内に「中野地区復興産業拠点」(Nakano Re-Start Base)の整備を進めてきました。令和2年3月には避難指示解除準備区域の避難指示が解除され、中野地区復興産業拠点では、令和3年2月時点で17件22社の企業立地が決定し、また双葉町産業交流センター(Futaba Business Incubation and Community Center)にも10の事務所、4店の飲食店・物産店が入居し、地元事業者のなりわい再生や、双葉町への企業進出が進み始めています。

また、中野地区復興産業拠点の最寄ともなるJR常磐線双葉駅周辺は、駅東側に、陸前浜街道(現・町道新山・鴻草線)が南北に貫き商店や住宅、店舗併用住宅が多く集まる他、図書館や歴史民俗資料館などの公共施設も集まり、初發神社などの町民の心の拠り所も所在する歴史ある中心市街地が広がっています。町では、双葉町復興まちづくり計画(第二次)において「まちなか再生ゾーン」と位置づけ、このまちなかの再生を復興及び地方創生を果たす上での至上命題としています。

昨年3月4日には、浜野・両竹地区の避難指示解除と併せて双葉駅東口の駅前広場が避難指示解除されるとともに、駅を中心とする約555haの特定復興再生拠点区域の立入規制が緩和され、出入りが自由となりました。解除とともに双葉駅に隣接する「双葉町コミュニティーセンター」の一部を活用して町役場の連絡所を開設したほか、3月14日にはJR常磐線も全線運転再開し、双葉駅も自由通路を備えた新しい駅舎に生まれ変わりました。

現在、双葉町では特定復興再生拠点区域を令和4年春頃に避難指示解除し、町内での居住を再開する目標を掲げています。区域内において現在上下水道などの復旧を急ピッチで進めている他、双葉駅西側において、「なりわい集落」をテーマに、帰還を希望される町民や、移住者を募る新たなまちづくりを進めています。

双葉駅西側のまちづくりと、まちなか再生ゾーンの再生は一体不可分で進める必要があり、まずは、駅周辺において一定程度の生活機能を確保することとし、双葉駅周辺に「診療所」「小規模商業施設」、そして、「本格的な役場機能の再開」を目指すこととしたものです。

(2) 双葉町のまちづくりのあり方

ア 駅周辺の位置づけ

双葉町は、令和4年春頃の居住再開にあたり、中野地区復興産業拠点を核としたなりわい

の再生とともに、双葉駅を中心とした特定復興再生拠点区域において、双葉駅周辺におけるまちなか再生及び新市街地の整備、また農業の再生や新産業の創出に取り組んでいくこととしています。

特に、双葉駅周辺におけるまちなか再生及び新市街地の整備は、単に生活環境を整えるというだけでなく、帰還への希望を高め、かつ新たな移住者や復興・再生に携わる人々を呼び込み、皆が新たな双葉町を切り開いていく「フロンティア」として、まちをつくっていくことができる環境とする必要があります。

まずは、比較的住家が少なかった双葉駅の西側地区において、町が土地を取得し賃貸住宅を核に新たなまちづくりに取り組むこととし、「標葉の谷戸に抱かれた フロンティア（開拓者）とともに育む なりわい集落」をコンセプトに、避難指示解除と同時のまちびらきを目指して計画を進めています。



その上で、双葉駅西側地区におけるにぎわいづくりと一体的に、まちなか再生ゾーンのまちづくりに取り組む必要があります。双葉駅は、東京方面からの特急列車も停車し、中野地区復興産業拠点や、中野地区に立地する「東日本大震災・原子力災害伝承館」「復興祈念公園」への玄関口となるなど、住民だけでなく多様な人々が行きかう場となりえる場所です。しかし、まちなか再生ゾーンに集まっていた多くの家屋は、原子力災害による長期避難によって荒廃が進み、家屋の再活用を断念し解体を選ばざるを得ない地権者が多いなど、多くの住民が暮らしていたかつての姿を取り戻す見通しが立っていません。一方、双葉駅西側と同じように行政が土地を取得し整備することも考え得ますが、多くの地権者にとって双葉町とのつながりが断たれてしまうのではないかと懸念されます。

そのような厳しい状況の中でも、前向きな動きも生まれてきています。昨年には、思いある有志が、双葉町をアートの街にしようと、駅周辺に残る家屋や外壁に壁画を描く取り組みを始め、多くの関心を呼んでいます。また、まちづくり会社である「一般社団法人ふたばプロジェクト」は、花植えをきっかけに多様な人々の交流を生もうと「ふたばふたたび☆ まちなかガーデンプロジェクト」を開始しました。

双葉駅に近接して役場を整備しようとするのは、住民にとって一番アクセスしやすい場所に設置をするというだけでなく、復興のど真ん中に位置させて復興の司令塔を担うとともに、双葉駅周辺に、一定程度まとまった規模の人数が常駐し活動することにより、にぎわいづくりの推進力とするためです。

イ 駅周辺のまちづくりにおいて重視している要素

(ア) 「なりわい暮らし」を核としたまちづくり

双葉駅西側地区においては、駅前に緑の大きな広場を配し、広場からは、住戸が向かい合う路地につながります。住宅の玄関には玄関土間が配置され、路地と土間は一体化し、立ち話や自己表現の場となり、暮らしの楽しみを分かち合う「なりわい暮らし」を実現するまちづくりを進めています。双葉駅西側地区は「フロンティア」であり、時間をかけて、駅西側地区で体感していただく暮らし方が、駅の東側や町全体に広がっていくことを目指しています。

(イ) 人が主体の出歩きたくなるまちづくり

なりわいの再生を通じたまちの再生には、自動車による移動ではなく、人が主役となり出歩きやすい環境であることも重要です。双葉駅西側地区では住宅が路地を挟んで向かい合い、また、歩車共存道路や遊歩道を多く配し、出歩きやすさを高め交流が生まれやすい環境づくりを計画している他、まちなか再生ゾーンにおいても、徒歩による回遊性を高め、コミュニケーションや歴史を楽しむことができるまちづくりを目指しています。

(ウ) 原風景や歴史・文化をつなぐまちづくり

駅周辺のまちづくりにおいては、かつての原風景を活かすことを重視しています。駅西側地区においては谷戸地形からなる自然風景、まちなか再生ゾーンにおいては、陸前浜街道を軸にした歴史や文教の薫りです。陸前浜街道に面し、今般役場庁舎の新設を計画する土地のすぐそばでもある場所に、地域の人々が大事に守ってきた「初發神社」が所在している他、近辺には図書館や歴史民俗資料館、町民体育大会が開催されてきた町民グラウンドがあります。また、陸前浜街道は、旧制中学から100年近い歴史を誇る福島県立双葉高校へ通う生徒が歩いた道でもあります。

(エ) 多様な担い手、多様な世代が集うまちづくり

双葉町の新たな未来は、多様な人々によって担われることによって切り開かれていくものと考えています。双葉町への帰還を待ち望む町民の方々、震災を機に双葉町へのUターンを決心されたの方々、「未来を考えていける場所」として新たに双葉町に関心を持ったの方々…また、双葉町の原風景をよく知り、語り継ぐ高齢者、双葉町を受け継ぎ、未来を紡ぐ若い世代。幅広い方々が集う町にこそにぎわいは生まれるものと信じています。

(3) 事業の目的及び基本方針

上記(1)(2)を踏まえ、令和4年春頃の居住開始に向けた開庁を目指し、役場の本体機能としての規模の仮設庁舎を駅東地区の駅前広場に整備することを目的として、双葉町仮設庁舎整備（以下、「本事業」という。）を実施することとします。

なお、本事業により整備する仮設庁舎は当面の間の利用を前提としており、工期短縮・コスト削減等の提案は積極的に受け付けるとともに、ハード面及びソフト面両方で、新たなまちづくりを牽引する存在となることを目指すものとします。

ア 交流・にぎわい等への配慮

- ① 単に行政サービスの提供や議会の開催だけでなく、住民や来庁者、来街者、職員など多様な人々が相互に交流する機会を創出することを目指す。また、庁舎は多くの職員が常駐する単なる施設ではなく、住民や来訪者などが感覚的に人の動きや息遣いを感じられることを考慮する。
- ② 庁舎と隣接した小規模商業施設棟の整備を計画しているため、庁舎機能と商業機能が連携し、人々が一体的に利用することができる空間づくりを行う。また、庁舎整備予定地に隣接して双葉町コミュニティーセンターが所在しており、コミュニティーセンターの再利用方針が未決定である現状を踏まえ、コミュニティーセンターとの連携利用についても考慮する。
- ③ 予定地周辺の、初發神社、陸前浜街道、図書館等の所在や、交通結節点としての双葉駅、双葉駅旧駅舎を活用した情報発信拠点等の所在も踏まえながら、周辺一体となって機能を発揮して相乗効果を高め、まちなかへの人々の誘導や、駅周辺空間の土地利用・既存建物の有効活用の促進等、既成市街地への波及効果を生み出していききっかけとして庁舎の開庁を位置付ける。

イ 景観面への配慮

- ① 双葉町の玄関口、かつ双葉町に集う多様な人が行き交い、人々を寄せ付けやすい外観デザインを目指す。
- ② 隣接する初發神社など、周辺の景観や建物ボリュームに配慮し、空間として調和のとれた親しみの持てる建物とする。

ウ 動線・バリアフリー等への配慮

- ① すべての人々にとって便利で、快適で、安心して利用することができる、人にやさしい庁舎を目指す。
- ② 人が主役の、出歩きやすいまちづくりの要となることを目指し、双葉駅自由通路や陸前浜街道、駅西側地区とを結ぶ跨線橋等から徒歩でアクセスしやすい動線を確保し、街全体の回遊性向上に寄与する配置計画とする。

エ その他

- ① 仮設庁舎整備を通じた地域経済への貢献的（事業者の創業や事業再開など）な取組みに配慮する。
- ② 省エネルギー対策や自然エネルギーの活用など環境負荷の低減に配慮した庁舎を目指す。
- ③ 双葉町災害対策本部の機能も担うことから、防災上の機能確保に配慮する。

2 事業の概要

(1) 事業の名称

双葉町仮設庁舎整備

(2) 発注方式

本事業は、公募型プロポーザル方式により選定した優先交渉権者が基本設計業務、実施設計業務、工事監理業務及び建設業務を一括して行う「デザインビルド方式」により実施する

ものとする。

当該プロポーザルの実施は、新年度早期契約のための準備行為として実施するもので、令和3年度当初予算の成立を前提とします。

(3) 計画地

所在地	: 福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73-4他
敷地面積	: 3,490.45㎡(全体) 提案内容により敷地を設定する
用途地域	: 商業地域
防火地域	: 指定なし
建ぺい率	: 80%
容積率	: 400%

今回敷地においては庁舎と隣接し商業施設棟の整備を検討しており、敷地全体の利用を想定した上で仮設庁舎整備の提案を受ける。

今回の設計、施工に係る範囲は庁舎及びこれに係る駐車場等の屋外整備のみとする。

(4) 工期

令和4年6月末日までに建物を引き渡すものとする。

ただし、技術提案により工期が短縮される場合には、提案された期日までとする。

(5) 建築計画概要

延べ床面積約2,800㎡(構造及び階数は提案による)

(6) 業務範囲

業務内容は次のとおりであるが、詳細については、「要求水準書」及び「基本設計業務等委託契約書(案)」、「実施設計業務等委託契約書(案)」、「工事請負(仮)契約書(案)」、「工事監理業務等委託契約書(案)」を参照すること。

ア 設計業務等

○基本設計業務

- ・基本設計業務
- ・概算工事費算定業務
- ・各種申請業務

○実施設計業務

- ・実施設計業務
- ・積算業務
- ・各種申請業務(申請費用の負担も含む)
- ・維持管理業務に係る仕様書作成業務
- ・性能検証業務

○設計監理業務(外壁内装の配色案作成、デザイン監修、サイン計画、施工図確認、変更図確認)

※設計業務において設計監理業務以外の部分については業務の完了に先立って成果品の引き渡しを受けるものとする。

- イ 工事監理業務
 - ・工事監理業務
 - ・施工図確認
 - ・変更積算確認
 - ・監理に係るその他業務
- ウ 建設業務
 - ・建設業務（外構工事を含む）
 - ・施工段階に係る各種申請業務
 - ・交付金等申請に係る支援業務
- エ その他関連業務
 - ・各種調査業務（必要に応じ電波障害影響調査、事前事後家屋調査等を実施する）
 - ・補助金・交付金に係る支援業務等
 - ・設計意図伝達等の業務
 - ・周辺で同時期に実施される他事業の状況把握や事業間の調整業務

3 事業費参考価格

工事費	860,000,000円（税抜き）
設計費等	45,000,000円（税抜き）
工事監理費	12,000,000円（税抜き）

上記各参考価格を上限とし、各参考価格の範囲内で参加者が提案する価格（以下、「提案価格」という。）を契約限度額とする。なお、参考価格を超える提案価格を提出した場合は、失格となる。

4 参加者の参加資格要件

(1) 参加者の構成等

ア 参加者は、町の求める性能を備えた本施設の基本設計、実施設計、工事監理及び建設を行うことができる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する複数の企業により構成された特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という。）、又は単体企業とする。

イ 参加者は、本施設の基本設計・実施設計を行う者（以下、「設計企業」という。）、本施設の工事監理を行う者（以下、「工事監理企業」という。）、及び本施設を建設する者（以下、「建設企業」という。）により構成されるものとする。なお、一の者が各々の業務を兼ねて実施することは差し支えない。

ウ 本プロポーザルに参加する単体企業は、本プロポーザルに参加する他の共同企業体の一員（以下、「構成員」という。）となることはできない。また、一の共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として同時に本プロポーザルに参加することはできない。

(2) 共同企業体の参加要件等

参加者が共同企業体である場合は、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 共同企業体の構成員の数は5社以内とし、構成員のうち建設企業については、最小の

出資者の出資割合は構成員の数が2社の場合は30%以上、3社の場合は20%以上とする。

イ 共同企業体の構成員の組み合わせについては、構成員のうち建設企業については、双葉町建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成4年3月17日告示第1号）による組み合わせとする。

ウ 一の共同企業体の構成員のいずれかと資本面において関係のある者、若しくは人事面で関係のある者が、他の共同企業体の構成員となることはできない。

注）「資本面において関係のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又は企業の出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいい、以下においても同様とする。

エ 共同企業体のうち、中心的役割を担う者で施工能力の大きい者を代表企業とし、参加資格審査における提出書類において明らかにすること。

オ 代表企業は、本プロポーザルへの応募手続きや優先交渉権者となった場合の契約協議など町との調整・協議等における窓口役を担うほか、構成員の債務すべてについて責任を負うものとする。なお、構成員が負担する責任の詳細については、契約書（案）を参照すること。

（3）参加者の資格要件等

ア 参加者の共通資格要件

参加各者は、それぞれ次に掲げる（ア）～（サ）の資格要件を満たすこと。

（ア）本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

（イ）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

（ウ）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続き開始の申立をした者においては、同法に基づく裁判所の更生計画認可が参加資格確認に必要な書類の提出期限までになされた者であること。

（エ）会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申し立てがなされていないこと。

（オ）破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申し立てがなされていないこと。

（カ）手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。

（キ）過去2年間、法人税、消費税、事業税、法人市民税、固定資産税等の公租公課を滞納していないこと。

（ク）双葉町暴力団排除条例（平成26年条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと

（ケ）双葉町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等（昭和62年1月20日訓令第2号）により指名停止を受けている者でないこと。

（コ）本事業の技術提案書審査委員会の委員が属する法人その他の団体でないこと。

イ 設計企業の資格要件

設計企業は、次に掲げる（ア）～（エ）の資格要件を満たすこと。共同企業体において設計企業が2社以上となる場合、1社は全ての資格要件を満たし、その他は（ア）、（イ）の資格要件を満たすこと。

（ア）建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

（イ）審査資料の提出期限日から優先交渉権者の決定の時までの期間に、建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定に基づく事務所の閉鎖の処分を受けていないこと。

（ウ）過去10年間に、以下のa又はbの要件を満たす工事に係る実施設計業務を元請として受注し、完了した実績を有すること。

a 主要用途が庁舎である公共建築物（以下、「庁舎等」という。）の新築工事。

b 延べ床面積2,000㎡以上の事務所（以下、「事務所等」という。）の新築工事。

（エ）（ア）～（ウ）の資格要件を全て満たす企業と過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、一級建築士である管理技術者を配置すること。また、下表の主任技術者をそれぞれ1名配置できること。ただし、電気設備と機械設備の主任技術者は兼任できるものとする。

分担業務分野	保有資格
構造	構造設計一級建築士又は一級建築士
電気設備	設備設計一級建築士又は建築設備士
機械設備	設備設計一級建築士又は建築設備士

（注）主任技術者とは、管理技術者のもとで各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者とする。施設毎に総括を担当する主任技術者を上表の主任技術者とは別に配置できるものとする。

ウ 設計企業の管理技術者の資格要件

設計企業の管理技術者は、次に掲げる（ア）、（イ）の資格要件を満たすこと。なお、設計企業の管理技術者は、建設企業の監理技術者及び現場代理人を兼ねることはできない。また、主たる会議体に出席できる者であることとし、審査書類提出後は、町がやむを得ないと認める場合を除き、管理技術者の変更及び追加は認めない。

（ア）建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の規定に基づく一級建築士であること。

（イ）過去10年間に、新築工事に係る実施設計業務において管理技術者として従事した実績を有すること。

エ 工事監理企業の資格要件

工事監理企業は、次に掲げる（ア）～（ウ）の資格要件を満たすこと。共同企業体において、工事監理企業が2社以上となる場合、1社は全ての資格要件を満たし、その他

は (ア)、(イ) の資格要件を満たすこと。

(ア) 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(イ) 審査資料の提出期限の日から優先交渉権者の決定の時までの期間に、建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 26 条第 2 項の規定に基づく事務所の閉鎖の処分を受けていないこと。

(ウ) 過去 10 年間に、以下の a 又は b の要件を満たす工事に係る工事監理業務を受注し、完了した実績を有すること。

a 庁舎等の新築工事。

b 事務所等の新築工事。

オ 工事監理企業の管理技術者の資格要件

工事監理企業の管理技術者は、次に掲げる (ア)、(イ) の資格要件を満たすこと。

なお、工事監理企業の管理技術者は、建設企業の監理技術者及び現場代理人を兼ねることはできない。また、主たる会議体に出席できる者であることとし、審査書類提出後は、町がやむを得ないと認める場合を除き、管理技術者の変更及び追加は認めない。

(ア) 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 2 条第 2 項の規定に基づく一級建築士であること。

(イ) 過去 10 年間に、新築工事に係る工事監理業務において管理技術者として従事した実績を有すること。

カ 建設企業の資格要件

建設企業は、次に掲げる (ア) ~ (エ) の資格要件を満たすこと。共同企業体において建設企業が 2 社以上となる場合、1 社は全ての資格要件を満たすこと。

(ア) 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条第 1 項の規定に基づく「建築工事業」の特定建設業許可を有すること。

(イ) 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 27 条の 29 に規定する総合評定値通知書 (最新のもの) の総合評定値 (P 点) のうち建築一式工事が、1, 100 点以上であること。

(ウ) 過去 10 年間に、以下の a 又は b の要件を満たす新築工事に係る建築一式工事を受注し、完了した実績を有すること。

a 庁舎等の新築工事。

b 事務所等の新築工事。

(エ) 以下の a、及び b の要件を満たす監理技術者を、建設業法の定めるところにより専任で配置すること。また b の要件を満たす現場代理人を配置すること。

a 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得していること。

b (ア) ~ (ウ) の資格要件を全て満たす企業と過去 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

キ 建設企業の監理技術者及び現場代理人の資格要件

建設企業の監理技術者及び現場代理人は、それぞれ次に掲げる（ア）、（イ）の資格要件を満たすこと。また、主たる会議体に出席できる者であることとし、審査書類提出後は、町がやむを得ないと認める場合を除き、監理技術者及び現場代理人の変更及び追加は認めない。なお、監理技術者は、現場代理人を兼任することができる。

（ア）建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の規定に基づく一級建築士又は建設業法（昭和24年法律第100号）第27条に基づく一級建築施工管理技士であること。

（イ）過去10年間に、新築工事に係る建築一式工事において監理技術者又は現場代理人として従事した実績を有すること。

（4）参加者の参加資格確認基準日

参加者の参加資格の確認は、審査書類の提出期限日を基準として行う。ただし、参加資格の確認後、優先交渉権者決定日までに参加者の参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

（5）複数企業からなる参加者の構成企業の変更

審査書類により参加の意思を表明した参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事象が生じた場合は町と協議を行うものとする。

5 選定の手順

(1) 選定の方法

本事業は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して優先交渉権者を決定する公募型プロポーザル方式を採用する。

(2) 選定のスケジュール (予定)

日 程	内 容
令和3年2月12日(金)	実施要領等の公表
令和3年2月19日(金)	実施要領等に関する質問の提出期限
令和3年3月1日(月)	実施要領等に関する質問への回答の公表
令和3年3月3日(水)	一次審査(参加資格審査)書類の提出期限
令和3年3月8日(月)	一次審査結果の通知
令和3年4月9日(金)	二次審査(基礎審査・価格審査・実績審査)及び三次審査(技術提案審査)書類の提出期限
令和3年4月15日(木)	二次審査結果の通知(ヒアリング実施者への通知)
令和3年4月19日(月)	ヒアリングの実施
令和3年4月20日(火)	優先交渉権者の決定
令和3年5月	事業実施協定及び設計業務等委託契約の締結
令和3年11月上旬	工事請負契約及び工事監理業務等委託契約の締結

(3) 実施要領等の公表

町は、令和3年2月12日(金)に本事業の公募と同時に、【発注図書リスト】におけるA公募型プロポーザル実施要領、添付資料、B要求水準書を公表する。

要求水準書の添付資料B1～B8、参考資料については、7(5)に記載する担当窓口において配布する。配布期間は令和3年2月12日(金)から令和3年3月1日(月)午後5時までとする。

(4) 実施要領等に関する質問の提出、回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、令和3年2月19日(金)の午後5時までに、実施要領等に関する質問を提出すること。提出方法は、質問書【添付 A11】に質問ごとに簡潔に記載し、質問書のファイルデータを電子メールにより、7(5)に記載する担当窓口のメールアドレスに送信するものとする。質問を提出した者は必ず担当窓口に着の確認を行うこと。

なお、本事業に係る質問以外には、回答しない。

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術又はノウハウ等、質問者の権利又は競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和3年3月1日(月)以降、町ホームページで公表する。

(5) 一次審査書類（参加資格審査）の提出

参加者は、審査に必要な書類を以下のとおり提出する。参加資格審査・基礎審査・価格審査・実績審査・技術提案審査書類の様式については提案様式集【添付 A3】を参照すること。

提出期限	令和3年3月3日（水） 午後5時
提出場所	双葉町総務課（双葉町役場いわき事務所） 福島県いわき市東田町二丁目19-4
提出方法	参加者（共同企業体の場合は代表企業）による持参 （郵送や電子メールは不可）
提出部数	・参加資格審査に関する提出書類 1部

(6) 一次審査（参加資格審査）及び結果の通知

町は、提出された一次審査（参加資格審査）書類をもとに、参加者が「3 参加者の参加資格要件」で規定する要件を満たしているか確認を行い、資格審査結果通知書を令和3年3月8日（月）以降に参加者に郵送する。

なお、一次審査（参加資格審査）を通過しなかった参加者は、通知を受けた日から7日以内に、町に対してその理由について書面により説明を求めることができる。

(7) 一次審査（参加資格審査）通過後に参加を辞退する場合

一次審査通過者が、資格審査結果通知書の受領後に参加を辞退しようとする場合には、二次審査（基礎審査・価格審査・実績審査）及び三次審査（技術提案審査）書類の提出期限である令和3年4月9日（金）の午後5時までに、辞退書（様式1-12）を1部（押印原本）、6（7）に記載する担当窓口を持参又は郵送（書留又は簡易書留郵便で期日までに必着）により提出すること。なお、郵送する場合は必ず担当窓口に着の確認を行うこと。

(8) 二次審査（基礎審査・価格審査・実績審査）及び三次審査（技術提案審査）書類の提出

一次審査通過者は、二次審査（基礎審査・価格審査・実績審査）及び三次審査（技術提案審査）に必要な書類を以下のとおり提出する。二次審査（基礎審査・価格審査・実績審査）及び三次審査（技術提案審査）書類の様式については提案様式集【添付 A3】を参照すること。

提出期限	令和3年4月9日（金） 午後5時
提出場所	双葉町総務課（双葉町役場いわき事務所）
提出方法	一次審査通過者（共同企業体の場合は代表企業）による持参 （郵送や電子メールは不可）
提出部数	・提案に関する提出書類 12部（正6部、副6部） ・事業費見積書・要求水準に関する提出書類 1部

(9) 審査の手順

審査は、次のア～キに示すとおり実施する。詳細については、優先交渉権者決定基準【添付 A 2】を参照すること。なお、技術提案の内容は、経済性、工期等の条件を踏まえて実現性の高い提案とすること。

ア 一次審査（参加資格審査）

町は、提出された参加資格審査書類をもとに、参加者が「3 参加者の参加資格要件」で規定する要件を満たしているか確認を行う。その結果、充足していないと判断される場合は、当該提出書類の提出者に必要に応じて確認のうえ、失格とする。

イ 二次審査（基礎審査）

町は、提出された基礎審査・価格審査・実績審査・技術提案審査書類の記載内容について、本事業の基本的条件及び要求水準を充足しているか確認する。その結果、充足していないと判断される場合は、当該提出書類の提出者に必要に応じて確認のうえ、失格とする。

ウ 二次審査（価格審査・実績審査）

（ア）価格の確認

参加資格審査通過者から提案された価格について、実施要領等で示す前提条件が正確に反映されているか、また、計算上の誤りがないかを確認する。価格の算出方法に明らかな誤りがある場合及び2で示した事業費参考価格を超える提案価格の場合は、失格とする。

なお、価格については、優先交渉権者決定基準【添付 A 2】に基づき、得点を付与する。

（イ）実績の確認

実績審査項目については、優先交渉権者決定基準【添付 A 2】に基づき、参加資格審査通過者の過去10年（基準日は、3（4）による。）の実績を審査し、得点を付与する。

エ 三次審査（技術提案書審査）

技術提案審査項目については、優先交渉権者決定基準【添付 A 2】に基づき、4（10）に記載する審査委員会において技術提案審査対象者の技術提案内容を審査し、得点を付与する。

オ 審査及び結果の通知

町は、イ、ウに基づき参加者の順位づけを行い、審査結果通知書を令和3年4月20日（火）以降に参加者に郵送する。

なお、審査を通過しなかった参加者は、通知を受けた日から7日以内に、町に対してその理由について書面により説明を求めることができる。

カ 優先交渉権者の決定・公表

町は、4（10）に記載する審査委員会の審査報告を踏まえ、総合評価点の最も高い提案をした者を優先交渉権者として決定する。また、総合評価点が最も高い提案をした者が2以上あるときは、優先交渉権者決定基準【添付 A2】に基づき、価格提案の安価な者を優先交渉権者とする。結果については、審査結果通知書を令和3年4月下旬以降、技術提案審査対象者に郵送すると共に、町ホームページ等で公表する。なお、特定されなかった参加者は、通知を受けた日から7日以内に、町に対してその理由について書面により説明を求めることができる。

また、町は、優先交渉権者との間で優先的に事業実施協定書の合意に関する交渉を行うものとし、優先交渉権者と交渉が整わない場合に、優先交渉権者の次に優れた提案を行った者と交渉を行うものとする。

また、優先交渉権者（共同企業体の場合は代表企業又は構成員）が、優先交渉権者の決定から設計業務等委託契約の締結までに、町との契約に関して以下の事由に該当した場合は、失格とする。

- (ア) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条、第8条第1項第1号若しくは第19条に違反し公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
- (イ) 贈賄・談合等著しく町との信頼関係を損なう不正行為の容疑により、個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

キ 審査講評の公表

町は、優先交渉権者の決定後、審査の経緯及び審査結果を記載した審査講評を公表する。

(10) 技術提案書審査委員会の設置

審査は、町が設置した双葉町仮設庁舎整備技術提案書審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において行う。審査委員会は、双葉町職員及び外部委員により構成される。

(11) プロポーザル参加に係る留意事項等

ア 実施要領等の承諾

参加者は、町への審査書類の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとする。

イ 費用負担

プロポーザル参加に関し必要な費用は、参加者の負担とする。

ウ 提出書類の取り扱い

(ア) 提出書類の返却

参加者より提出された書類は、返却しないものとする。

(イ) 著作権

町が示した図書の著作権は町に帰属し、その他の提出書類の著作権は各参加者に帰属する。

なお、町は本事業において、公表時には、優先交渉権者の承諾を得たものとして、基礎審査・価格審査・実績審査・技術提案審査書類のうち、【添付 A 3】様式2-10～2-13、3-1、3-2の全部又は一部（公にすることにより参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。）を無償で使用できるものとする。

(ウ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権等の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものとする。

(エ) 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え、再提出は、町から指示する場合を除き、認めない。

(オ) 追加資料の提出

町は、必要と認めた場合、追加資料の提出を要求することがある。

エ 町からの提示資料の取扱い

町が本事業に関して提供する資料は、本事業へのプロポーザルに係る検討以外の目的で使用することはできない。

オ 参加者の複数提案の禁止

参加者は、1つの提案のみ行うことができる。

カ 虚偽の記載をした場合

参加者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、参加を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、損害賠償の請求等の措置を講じることがある。

キ 使用言語、単位及び時刻

参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定める国際単位系（SI）、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。

6 契約に関する事項

(1) 事業実施協定書の締結

町と優先交渉権者は、速やかに事業実施協定書（案）【添付 A 7】に基づき事業実施協定を締結する。優先交渉権者が共同企業体の場合は、町と共同企業体における代表企業にて締結する。

(2) 契約の締結

町と優先交渉権者は、事業実施協定を締結後、設計業務等委託契約書（案）【添付 A 4】及び事業実施協定書に基づき設計業務等委託契約を締結する。締結の際、町の指定する細目まで含めた提案価格における事業費内訳明細書を提出すること。また、実施設計において提案価格を下回るように最善の努力を行うこと。

また、実施設計が終わった段階で、価格交渉を行い、最終的な見積書等の事業費金額について、町との確認・合意を得た後、工事請負（仮）契約書（案）【添付 A 5】及び事業実施

協定書に基づき工事請負仮契約を締結する。その後、町議会において当該契約に係る議決がなされた時をもって本契約としての効力が生じるものとする。

本工事請負契約の締結に併せて、工事監理業務等委託契約書（案）【添付 A 6】及び事業実施協定書に基づき工事監理業務等委託契約を締結する。

なお、【添付 A 4～A 6】については法改正等により契約締結時は一部変更となる。

(3) 契約保証金の納付等

優先交渉権者は、双葉町財務規則（昭和61年1月17日規則第1号）に基づき、業務委託契約及び工事請負仮契約の締結までに、契約金額の100分の10以上に相当する契約保証金を町に納付しなければならない。ただし、優先交渉権者は、以下のいずれかの方法により、契約保証金の納付の免除を受けることができる。

- ア 金融機関等の保証
- イ 保証事業会社の保証
- ウ 公共工事履行保証証券（履行ボンド）による保証
- エ 履行保証保険契約の締結

(4) 契約書類の構成と優先順位

契約書類の構成及び優先順位は次のとおりとし、各書類間で相違がある場合は優先順位の高いものを正とし、その他優先順位などについて疑義が生じた場合には、町と協議のうえ決定する。

- ① 設計業務等委託契約書、工事請負（仮）契約書、工事監理業務等委託契約書
- ② 事業実施協定書
- ③ 共同企業体協定書
- ④ 質問回答書
- ⑤ 要求水準書等
- ⑥ 技術提案書
- ⑦ 事業費内訳書

7 その他

(1) 技術提案資料の取扱い

優先交渉権者の提案内容について、実施設計業務の過程において、町との協議により具体的仕様その他を決定する。

(2) 情報の提供

町は、本事業に関する情報提供を、町ホームページを通じて適宜行う。

(3) 工事請負契約等に違反した場合の取扱い

事業実施協定若しくは契約の締結後、これらの協定若しくは契約に違反し、又は優先交渉権者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、あるいは技術提案に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者については、双葉町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等（昭

和62年1月20日訓令第2号)により、期間を定め入札参加制限を行う場合があることに留意すること。

(4) 周辺工事との調整

本事業の計画地周辺では本事業以外の工事が多数計画されている。事業実施にあたっては町及び周辺工事施工者と調整のうえ、協力すること。

(5) 町の担当窓口（問い合わせ先）

双葉町総務課（双葉町役場いわき事務所）

メールアドレス：soumu@town.futaba.fukushima.jp

〒974-8212 福島県いわき市東田町二丁目19-4

電 話 ： 0 2 4 6 - 8 4 - 5 2 0 1 （直通）

F A X ： 0 2 4 6 - 8 4 - 5 2 1 2

※土曜、日曜、祝日の対応は除く

※受付時間は午前9時から午後5時（ただし、正午から午後1時までの間は除く）